

豊見城市ハラスメント事案に関する第三者委員会設置要領

令和3年11月5日 市長決裁

令和3年12月9日改正 市長決裁

(設置)

第1条 市長は、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメントなど各種ハラスメントに関する法律に定める雇用管理上の措置に基づき、職場内のハラスメント事案について、必要があると認められるときには、公平かつ中立な観点から専門的な知見を持つ第三者より行政運営上の意見聴取及び助言等を求める為、豊見城市ハラスメント事案に関する第三者委員会(以下、「委員会」と言う。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1)ハラスメント事案の事実関係の解明に関すること。
- (2)再発防止策の提言及び処分に関する助言等に関すること。
- (3)その他、当該事案の事実関係を明らかにするために必要なこと。

2 委員会は、雇用管理上の対応措置を行うに必要な助言等を市長に行う。

(組織)

第3条 委員会は、原則として10人以内の委員で組織する。

2 委員は、法律、医学、労働行政等に識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 委員長は、委員の互選により定める。

4 委員の構成は、客観性、中立性及び公平性を確保するため、男女比に配慮するとともに、当事者の関係者をできる限り除外する。

5 委員の任期は、委員会が設置された日から2年間とする。その間に委員に欠員が生じた際には、委員を選任し、その任期は前任委員の残任期間とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を統括し、会務を総理する。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、ハラスメント事案の審議に必要があると認められるときは、本人及び関係者に対して委員会への出席、意見の聴取および必要な書類の提出等について協力を求めることができる。

- 2 会議は非公開とする。

(委員会に関わる者の義務)

第6条 委員及びハラスメント事案に関する情報をその職務上知り得た者(以下、「委員等」という。)は、ハラスメント等による人権侵害の二次加害及び二次被害の防止に最大限の配慮を講じなければならない。

- 2 委員等は、中立性・公平性・客観性を保つように努めなければならない。
- 3 委員等は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 4 委員等はその任務が終了した後も秘密を保持する義務を有する。
- 5 申し立てられた者及び関係者は、事実の隠蔽及び申し立てた者に対する不当な人権侵害を行ってはならない。
- 6 申し立てられた者及び関係者は、委員会の求めには速やかに応じなければならない。
- 7 委員等及び関係者は、当該ハラスメント事案に係る協力及び正当な対応をした者に対し、不利益な対応をしてはならない。

(委員への謝金及び費用弁償)

第7条 委員会の委員がその職務に従事した場合、謝金及び費用弁償を支払うこととし、その額は次のとおりとする。

- 2 職務の専門性、困難性に鑑み、1時間当たり8,000円とする。また、委

員会出席時における旅費の費用弁償については、1日につき、1,500円とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務については、総務企画部人事課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。